

新公審査答申（個）第25号
令和4年10月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年2月2日付け、新北産第1137号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月1日付け新北地総第416号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報をも特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年6月18日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事に対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月1日、実施機関は、本件請求に係る文書が存在しないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年7月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年2月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も、閲覧又は、視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等に、よって私の個人情報は、五年間保有しているはず私が五年間閲覧又は、視聴する権利を（新北地総第416号の2）の決定は、請求に係る個人情報を保有していない（開示請求に係る個人情報を作成していなため）と私が、公文書が、間違っているのを見付ける事が出来ないと又文書にかけないと、抵抗できないように、一方的な非開決定の処分一方的な処分を取消せ。

「事実で対応して貰える私の権利の事実を隠す一方的な非開示決定の処分を取消せ。なお「令和3年6月18日までに対応した事は」（と趣旨の開示請求の公文書の全部の事）（他の課等からと受付等の公文書を全部閲覧又は、視聴等し開示する為に念の為「私の事で対応した事も含む[個人情報開示文書とし]私の事で、対応したものが分かるものとした個人情報開示手続を一方的に私を無視した処分よって処分を取消せ。間違った公文書を補正し直し手続をやり直せ。私一人に、市長の間違いを責任を、取らせるのは、犯罪だ。」（原文ママ）

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人から、実施機関に対して、本件審査請求のもととなった、開示請求のあった令和3年6月18日までに、11回の条例に基づく、個人情報開示請求が行われている。実施機関ではその個人情報非開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）を作成し、保有している。しかし、決定通知書は請求の都度、審査請求人に郵送していることから、これらは、審査請求人が開示を求めている実施機関が審査請求人のことで対応したものが分かるものとみなしていない。
- 2 令和2年6月12日、同年7月1日に実施機関が請求人の相談に対応した。相談内容について担当部局との進展がなかったため、問題が解決に向かって進むよう実施機関からも担当部局へ伝えてほしいとの請求人の希望があり、実施機関で作成したメモ（開示済み）を担当課へ取り次いだ。

このため、実施機関が審査請求人のことで対応したことが分かる公文書は、第4の1以外、作成しておらず、条例に基づき本件決定を行ったものである。

- 3 審査請求人は、決定通知書の非開示理由欄の「請求に係る個人情報を保有していない」にチェックがついていることをもって、「事実を隠す」と主張していると思われるが、担当部局への相談が幾度とされている事から、相談内容のメモは作成せず話のみ聞く旨当初より伝えてきた。

したがって、理由欄にも都度記載している通り、当初より開示できる文書を作成していないことをもって、保有していないとしているものであり、これらをもって、「権利の事実を隠す」違法・不当な処分とは言えない。

4 実施機関では、決定通知書を作成、保有しているほか、本件審査請求を含む4件の個人情報非開示に係る審査請求について弁明書等を保有している。

しかし、決定通知書、弁明書類は手続きの中で都度、審査請求人に送付していることから、これらを審査請求人が開示を求めている実施機関が審査請求人のことで対応したものが分かるものから除いたのであって、これらをもって、「一方的に無視した処分」とは言えない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）を確認すると、対象期間の始期の記載がなく、令和3年6月18日までとあり、本件請求は、「私の事で対応した事も含む、私の事で対応したものが分かるもの」とある。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求保有個人情報は、令和3年6月18日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

(2) しかし、実施機関は、すでに開示した文書以外に公文書は存在しないとして本件決定していることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人の保有個人情報について、実施機関に確認したところ、すでに開示したものを含む個人情報の保有が確認された。

さらに、審査請求人の個人情報を保有しているにも関わらず、本件決定を行ったことについて、実施機関に確認したところ、令和2年当時は「開示したものを除く」との記載があり、本件請求書にはその記載がなかったものの、本件請求は、すでに開示したものの以外の個人情報であると理解し、同じ個人情報を何度も開示することは社会通念上必要がないと判断したとのことであった。

(3) そもそも、条例には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とある。

また、条例の手引きには、条文中の「形式上の不備があると認めるとき」とは、「不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいう」とある。

なお、条例における個人情報開示請求の対象個人情報については、同一請求人への開示済みの文書を新たに請求したとしても、対象としないとする規定はない。

- (4) そうすると、本件請求保有個人情報が特定できない場合、形式上の不備として補正を求めたうえで、本件決定を行うべきところ、実施機関は、本件請求保有個人情報の十分な特定をしていないことが認められる。

したがって、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 6月 7日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 8月 22日	審査会開催（第1回）
令和4年 9月 15日	審査会開催（第2回）
令和4年 10月 20日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子